

## 鶴ヶ島市オープンデータ推進に関する基本方針

令和3年9月1日市長決裁

本方針は、「官民データ活用連携推進基本法」等を踏まえ、鶴ヶ島市（以下、「本市」という。）が保有するデータをオープンデータとして公開し、データの利活用及び行政経営の健全化を促進するため、基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

### 1 オープンデータの定義

次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータとする。

- (1) 二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

### 2 オープンデータを推進する目的

#### (1) 行政の高度化・効率化

市内にて部門横断的にデータを共有・有効活用することによって、業務効率化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出を図る。

#### (2) 情報の共有及び官民協働による地域課題の解決

本市のウェブサイトを通じて、市民や民間事業者等と本市が保有するデータを共有することで、協働による課題解決を図る。

#### (3) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する公共データをオープンデータとして公開することにより、市民等が容易にデータを入手できるようにし、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

### 3 オープンデータの基本原則

#### (1) 機械判読に適したデータによる公開

原則、特定のアプリケーションに依存しないデータ（CSV等）で公開する。ただし、機械判読が難しいデータ形式で公開可能である場合は公開し、順次、機械判読が容易なデータ形式に変換する。

#### (2) 公開情報の二次利用の原則

本市の保有するデータをオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス<sup>1</sup>を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、データに付与するライセンスは、原則として自由度の高い「CC-BY」<sup>2</sup>を選択することとする。

(3) 免責事項の明示について

オープンデータとして公開した情報の完全性・正確性・安全性等について、本市はいかなる保証を行うものではない。

また、掲載データの利用により、第三者（利用者等）が損害を被った場合、本市は一切の責任を負わない。

掲載データの情報は、掲載時点におけるデータであり、事前予告なく名称や内容等の改変や削除、掲載停止を行う場合がある。

4 オープンデータ化の対象となる情報と公開データ

(1) オープンデータ化の対象となる情報

行政データのうち、本市ウェブサイトに掲載し公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

(2) 重点的にオープンデータを推進する項目

市民、企業のニーズがある分野についてオープンデータ化に努める。

また、国が定める5つの重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）に限らず、オープンデータ化することで行政経営の効率化やデータの利用促進に繋がる情報についてもオープンデータ化を進める。

(3) オープンデータ化の対象外となる情報

個人情報及び第三者が著作権を保有する情報等、具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

また、本市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際、その可否並びに範囲及び利用条件については、当該情報提供者の判断によるものとする。

5 利活用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 職員によるオープンデータの活用

職員自ら積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充・改善を図る。

(2) 利活用の成果の公開

オープンデータを利活用した成果については、積極的に公開し、その成果を共有する。

## 6 オープンデータ推進のための体制及び運用

### (1) 所管課によるデータ管理

データの作成・公開・更新はデータ所管課が行うこととし、変更や修正があった場合は速やかに更新を行う。なお、データに係る著作権の権利関係及び非公開の有無については、各所管課で確認を行う。

また、公開しているデータは、可能な限り最新のデータを掲載するものとする。

### (2) 要望への速やかな対応

市民等から、公共データのオープンデータ化について要望が寄せられた場合、対象データの所管課において、本方針に基づき速やかに対応を検討し、可能な限りオープンデータ化を図る。

### (3) 利用規約の策定

本市の情報をオープンデータとして公開し、運用を行っていくため「鶴ヶ島市オープンデータ利用規約」を策定するものとする。

### (4) オープンデータの掲載場所

オープンデータ掲載場所は「鶴ヶ島市オープンデータサイト」及び「埼玉県オープンデータポータルサイト」とする。「埼玉県オープンデータポータルサイト」へのデータ掲載・更新・削除については、本市の統計調査を担当する課で行う。

## 7 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国及び埼玉県の動向を踏まえ、随時改訂していくものとする。

---

<sup>1</sup>クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作権のある著作物の利活用条件に関する意思表示に使用するパブリック・ライセンスの一つ。

<sup>2</sup>CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つで、原作者のクレジットを表示することを主な条件として、利用者が営利目的での二次利用も許可され、データの改変、複製、再配布することができる、最も自由度の高いライセンス。